$\overline{}$
傍
線
0)
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

改正案	現
1 省令第十一条第一項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。	1 省令第十条第一項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。
学校教育に相当する水準を有すると認めたもの「高等学校の専攻科における学修で、専修学校において、当該専修	(新設)
二 (略)	一 (略)
三 大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校が付随事業として提	二 大学において開設する公開講座における学修、公民館その他の社会
供する公開講座その他の学習機会における学修、公民館その他の社	教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学
会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する	修
学修	
四職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の	(新設)
六第一項各号に掲げる施設において行われる職業訓練に係る学修で	
、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると	
認めたもの	
五~八 (略)	三~六(略)
2 省令第十一条第三項の別に定める学修は、前項に掲げるもののほか、	2 省令第十条第三項の別に定める学修は、1に掲げるもののほか、次に
次に掲げる学修とする。	掲げる学修とする。

◎専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成六年文部省告示第八十四号)

	もの な総単位数が六十二	
	単位制による学科である 全課程の修了に必要	いう。)
	もの以外のもの	夜間等学科」と
	学科」という。)である	「昼間学科又は
	において「単位制による	表において単に
	の表及び次条第二号の表	(次条第二号の
	を設けない学科(以下こ	又は夜間等学科
	年による教育課程の区分	定する昼間学科
	二第二項の規定により学 ること。	号) 第四条に規
	一号) 第百八十三条の 百単位時間以上であ	年文部省令第二
	和二十二年文部省令第十な総授業時数が千七	準(昭和五十一
	学校教育法施行規則(昭全課程の修了に必要	専修学校設置基
	学科の区分	عدا
	のであること。	表下欄に掲げるものであること。
二 課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。	要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同	二全課程の修了の要件が、
一 (略)		一 (略)
できる。		できる。
すと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士と称することが	すと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士と称することが	すと文部科学大臣が
いて「専修学校専門課程」という。)の課程で、次に掲げる要件を満た	課程」という。)の課程で、次に掲げる要件を満た	いて「専修学校専門課程」という。
する専修学校の同法第百二十五条第一項に規定する専門課程(次条にお	する専修学校の同法第百二十五条第一項に規定する専門課程(次条にお	する専修学校の同法
第二条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百二十四条に規定	(昭和二十二年法律第二十六号)第百二十四条に規定	第二条 学校教育法 (
(専門士の称号)		(専門士の称号)
現	改 正 案	
(傍線の部分は読替部分)		

(略) 三・四	通信制の学科というというというというというというというというというというというというというと	もの な総単位数が百二十 は位制による学科である 全課程の修了に必要	あること。 四百単位時間以上で	もの以外のものな総授業時数が三千	昼間学科又は夜 単位制による学科である 全課程の修了に必要	学科の区分	表下欄に掲げるものであること。	全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同 二 課程	一 (略)	大臣が認めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる。 / 大臣が認めるも	専修学校専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学 │第三条 専	(高度専門士の称号) (高度専	(略) 三・四	「通信制の学科」という。)	通信制の学科(次条第二号の表において単)。	三个名 本語作言語 名言 書名 コルサグニュー 11 イリーコース・アー
(略)								課程の修了に必要な総授業時数が三千四百時間以上であること。		めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる。	専修学校専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学	高度専門士の称号)	(略)			

七年文部科学省告示第百三十七号) ◎専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準(平成十

(傍線の部分は読替部分)

	改正	案		現	行
修業年限が三年以上であること。	上であること。		一修業年	修業年限が三年以上であること。	
二全課程の修了の要件が、	(件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、	学科の区分に応じ、同表	二課程の	の修了に必要な総授業時数が二千五百九十時間以上であること。	-五百九十時間以上であること。
下欄に掲げるもので	のであること。				
学	学科の区分	要件			
専修学校設置基準	学校教育法施行規則第百	全課程の修了に必要			
(昭和五十一年文	八十三条の二第二項の規	な総授業時数が二千			
部省令第二号)第	定により学年による教育	五百九十単位時間以			
四条に規定する昼	課程の区分を設けない学	上であること。			
間学科又は夜間等	科(以下この表において				
学科	「単位制による学科」と				
	いう。)であるもの以外				
	のもの				
	単位制による学科である	全課程の修了に必要			
	もの	な総単位数が七十四			
専修学校設置基準第五条第	勇五条第一項に規定する通	単位以上であること			
信制の学科		0			

◎専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数(平成十年文部省告示第百二十五号)

(傍線の部分は読替部分)

	改正	案	現	
全課程の修了の要件	要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、	科の区分に応じ、同表下	課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。	
欄に掲げるものである	であること。			
学科	の区分	要件		
専修学校設置基準(学校教育法施行規則第百	全課程の修了に必要		
昭和五十一年文部省	八十三条の二第二項の規	な総授業時数が千七		
令第二号)第四条に	定により学年による教育	百単位時間以上であ		
規定する昼間学科又	課程の区分を設けない学	ること。		
は夜間等学科	科(以下この表において			
	「単位制による学科」と			
	いう。) であるもの以外			
	のもの			
	単位制による学科である	全課程の修了に必要		
	もの	な総単位数が六十二		
専修学校設置基準第五条第一	五条第一項に規定する通信	単位以上であること		
制の学科		٥		

◎専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学(短期大学を除く。 あると認められるものに係る基準 (平成十七年文部科学省告示第百三十八号))の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力が

(傍線の部分は読替部分)

三 • 匹 学科 信制の学科 専修学校設置基準第五条第 間学科又は夜間等 四条に規定する昼 部省令第二号) 専修学校設置基準 下欄に掲げるものであること。 韶 全課程の修了の要件が、 (略 和五十一年文 (略) 第 学科の区分 改 いう。 もの の も の 科 学校教育法施行規則第百 単位制による学科である 課程の区分を設けない学 定により学年による教育 単位制による学科」と 十三条の二第 (以下この表において 次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、 項に規定する通 であるもの以外 正 一項の規 全課程の修了に必要 四単位以上であるこ 四百単位時間以上で あること。 全課程の修了に必要 案 な総単位数が百二十 な総授業時数が三千 要 件 同 表 = 課程の修了に必要な総授業時数が三千四百時間以上であること。 兀 (略) (略) 現 行